

ありますが、いかがでございましょうか。

○中西説明員 何しろ戦時中の問題でございまして、履歴も明白でない方もありまして、実情調査は困難をきわめると思われます。したがって、調査は可能な限り全力をあげて行ない、善処したいと存じております。

○横山委員 調査可能な範囲はどの範囲でありますか。

○中西説明員 調査対象の実態から申しまして、現在の職員に限定されるものと思ひます。

○横山委員 外地派遣の地域はどう考えられますか。ビルマやタイ、仏印に限るのではありませんか。

○中西説明員 そう考えております。ビルマ、タイ、仏印以外でも、該当するものがあれば含めることにいたしたいと存じております。

○横山委員 いろいろ問題もあると思ひますが、内閣委員会での附帯決議並びに他とのバランスを十分考慮して、最善の努力を望みたいと思ひます。

○中西説明員 御趣旨はよくわかりますので、前向きに検討をいたしまして、善処する所存でございします。

○横山委員 国鉄のいまの御答弁は、大蔵省としても御了承の上でございしますか。

○武蔵政府委員 ただいま国鉄から答弁がございましたように、実態調査が行なわれる、こういうことになっておりますので、その実態調査の結果に基づきまして、国鉄当局から御相談があった場合には、よく事情を伺って検討したい、そう考えております。

○横山委員 よく事情を伺って検討したいということにちょっとひっかかりを感じるのであります。先般来これだけ煮詰めてきたのでありますから、そこで、あなたのほうの気持ちで、このいままでの質疑答弁を尊重してやるということではなければ意味がないのであります。重ねてひとつ前向きな答弁を願ひたい。

○武蔵政府委員 このお話、非常に長い期間にわたってよく承っております。したがって、このお話のいろいろないきさつを十分考慮して、相

談があつた際には御返事をする、そういうことにいたしたいと思ひます。

○横山委員 相談があつた場合には、何ですか。

○武蔵政府委員 あつた際には御返事をする……。

○横山委員 それは話がおかしい。妙なところで、こちらはひっかかるつもりじゃありません。ひっかかつているのはあなたのほうでありまして、本委員会並びに次官、国鉄等の話をまとめたものでありますから、あなたが一番最後の答弁として、それはおれたちの採択は自由だなどというのでは話が合いません。国鉄から調査の結果がありまして、ときには前向きに善処いたします、こういう御答弁があつて、これで質問は終了する、こういうことでありまして。

○武蔵政府委員 これまでのいろいろないきさつを十分尊重いたしまして御返事いたします。

○横山委員 そんなことではだめだ。これは話が違ふ。こういうふうなままではだめだ。あなたがはあなたも百も御存じの上だ。そして、いま自分のフリーハンドにしておこうなんていうぜいたくな話は承知ができません。このいまの質疑答弁を承知の上、善処いたします、こうしなければ、あなたおかしいじゃないですか。

○武蔵政府委員 どうも食い違いがございしますのは、実は、私どものほうの直接担当いたしますのは国家公務員の共済組合なものですから、公社のことに關しましては、国鉄、それから運輸省が主管でございしますので、それで非常にえんきよくな答弁を遠慮してしておるわけでございますけれども、従来のいきさつは重々よく知っておりますから、もし相談がございしますれば、私もその方向で返事をいたします。

○横山委員 わかりました。

○三池委員長 渡辺美智雄君。

○渡辺(美)委員 私は、共済組合の運用の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

いままでの議論を見ますと、いろいろな共済組合に対する国の援助、助成を厚くしろというふうな趣旨が非常に多かった、かように考えております。

す。共済組合に対する国の助成措置を強化することとは、私はけっこうだと思ひます。しかしながら、助成を受けておるところの共済組合自体が、もう少し冗費を節約したり、あるいはもつとえりを正すべきことがたくさんあるのではないかと、かように考えますので、それらの点について、二、三質問をしてみたい、かように存じます。

私は、たくさん共済組合の中で特に一つの例をとつてみたいと思ひますが、それは国家公務員共済組合連合会でございます。国家公務員共済組合連合会、直接大蔵省が管理監督をしておるものから、特に答弁その他のことで便利ではないかろうか、かようなことでそれを例にとつたわけでございます。国家公務員共済組合は、長期給付とか、あるいはまた年金の問題あるいは病院の経営あるいは宿泊所というふうな厚生業務をやっておるのでございしますが、これに対して、国は年々二百億円ないし三百億円の助成あるいは交付金を出しております。昭和三十一年度の例をとると二百六十八億円、四十年では二百八十二億円、四十一年度が三百九十九億円というふうな相当膨大な額の助成をやっております。そして、この共済組合連合会はどういうふうな資産の運用をやっておるかという、一号、二号、三号、四号資産というふうに分けておるわけでございますが、一号資産は現金等の流動資産で、年金の支払いのための資金という手持ちの資金のようであります。ところが、私はここで非常に感じられることは、現金等の手持ち資金が全体の資金の中で大体三割ないし四割という状態でありまして、しかも、年々の傾向を見ると、支払いのための準備金といふものが、いわゆる一号資産が減少しておる。これは来年は二割台になるのじゃないだろうか、そういうふうな状態ではたして支払いに支障を来さないのかどうかというのをまずお尋ねしたいと思ひます。

○辻説明員 ただいまお尋ねの一号資産につきましては、御指摘のように支払のための資金でございします。これはたまたまとして全体の五割というふうになっておりますが、現在積み立て金が次の

第に増加してまいる段階でございまして、現実の支払いのための資金はそれほど必要でございませぬ。そこで、経過措置といたしまして従来三割という状態にいたしておりましたが、四十一年度から実情を検討いたしまして二割という状態にいたしてございします。それで十分支払いの資金はまかなえるわけでございます。

○渡辺(美)委員 いまのお話だと、二割程度あればいいのだ、こういうふうなことは、その裏を返せば、九八割もだぶついたお金を持つておるといふことになりまして、二割がそのお金の、入ってくる金のうちそれだけ手持ちがあればいいのだ、あとの九八割というお金はだぶついておるわけですから、このだぶついた金の運用ということは大問題だ。しかも、昭和三十一年度の決算額を見ると、資産の総額は一千二百六十億円ある。四十年は、予算額ですが一千五百五十億円、四十一年度は一千九百三十七億円、この調子で大体三割くらいふえていくから、あと十年もすると一兆円近い財産ができるようになる。しかも、その二割程度手持ちがあればいいので、あとは運用するといふことになりまして、この運用というものは、国が直接運用するわけじゃない。組合にまかしてある。それだけに、この管理、監督というものを厳重にやらなくとも問題が起きてくる危険性がある。現に、国家公務員共済組合の問題としては、新聞などでも報じられておる。いずれも不動産の買収をめぐって問題を起しておる。中には理事や何かが逮捕されて、贈賄で起訴までされておる。こういうふうな実情である。これらについては国会であまり論議されてない。しかしながら私は、将来はこういうふうな相当財産がだぶついてきて、しかも運用の問題であやまちを起すおそれが多くなってくることを心配しておるものであります。現に、三号資産の不動産または不動産の取得を目的とする資金の貸し付け金というふうなものは、昭和三十一年度は全体の資金の中で一六%だったものが、四十年は二一・八%、四十一年度は

二〇・二％、漸増の傾向にある。また、四号資産の不動産の取得以外の貸し付け金、こういうものは、三十九年度は資産の中で二六％のものが二九％、三二％と非常にふえておる。こういうふうなことで非常にふえておるけれども、これらについてどういうふうな運用をしておるかということをお尋ねをしたいのでありますが、厚生大臣がお見えになったので、約束でありますから、私は暫時質問を保留をして、交代をしたいと思います。

○三池委員長 堀昌雄君。

○堀委員 厚生大臣にお伺いをいたします。

現在、北海道地区に限って、冬季の間社会保険の医療給付に加えて暖房料というのが設けられておりますけれども、私は実はこの暖房料が北海道だけに設けられておるといふ点についてはいかがなものであろうかという議論を先般当委員会で行ったしたわけでございます。御承知のように、現在医療を行ないます場合には、一般的に申しまして、内科の診療は患者を上半身裸にしなければ診療はできません。日本の現在の冬季の温度は、病室である患者の上半身を裸にして診療するのに適当なほどの温度のあるところというのは、ほとんど日本国中ないのではないかと私は思います。ですから、実は暖房料というものは、診療所、病院は冬季には全国的に行なわなければ診療行為は行なえない。ただ、北海道というところは内地一般に比して温度が低いことは私も承知いたしておりますけれども、これは程度の差の問題であって、暖房することによっておいては、全国冬季に暖房しております。ただ、そのために北海道にいる人たちが医療費の上にはプラス暖房料という負担をしておるということもまた現実の事態でございます。これは制度のいろいろの沿革もありまして、その沿革を無視して議論のできない点もあらうかと思ひますけれども、たとえば、かつて甲地、乙地がありましたのが、全部いま甲地一本になったというふうな、医療費の給付の問題というのは、水準を全体としてかさ上げをしまいつておる事態

から考えてみますと、この暖房料の取り扱いというのもの、そろそろ一般的な措置として考えてみなければならぬ段階にきておるのではないかと、こう考えるわけがあります。

そこで、私が伺いたいのは、そうすると、一体内地の診療費の中には暖房料はどういう形で消化されておるのか、いまの北海道の暖房料というのは、上積みとして適当な額と認められるのかどうか、そこをちょっと最初にお答えを願いたい。

○鈴木国務大臣 採暖費につきましては、医療費の中に、不十分ではございますけれども含まれて算定されておるわけでございます。ただ、北海道につきましては、寒さが特にきびしいというふうなことで、その上積みといたしまして、療養担当手当てという制度におきまして暖房費が上積みされておりますことは御指摘のとおりでございます。一面におきまして、地域差を撤廃するということがなされておるのでありますが、これだけが一つの例外というふうな取り扱いに相なっておるわけでありまして、しかし、堀さん御指摘のとおり、わが国の気候条件等からいまして、この暖房費につきましては、ただいまのものでは不十分でございます。東北その他、北海道に準じて暖房料を増額すべきである、こういう御要望が非常に強いのであります。そこで、私といたしましては、ただいま社会保険中央医療協議会で診療報酬体系の適正化につぎまして御審議を願っておりますので、この中医協に、暖房料の問題もその際にあわせて御審議を願うようにお願いを申し上げておる次第であります。

○堀委員 そういたしますと、いまの大臣の御答弁は、現在全体に多少暖房料があるけれども、北海道の場合には、それを補完する意味で別途手当てがついておる、この手当てを十分勘案をしながら、要するに、医療費全体の中に、たとえば初診料であるとか、そういう診療行為の中の点数として

新たに暖房に見合ふものを上げるといいますか、上げて、そうして北海道とその他の地域に著しいアンバランスがないという形にかさ上げすることによって、北海道の暖房料という特別な扱いを除いていく、こういう御趣旨に理解してよろしいでしょうか。

○鈴木国務大臣 そのとおりでございます。

○堀委員 それじゃ、厚生大臣、けっこうです。

○渡辺(美)委員 それでは引き続き御質問を申し上げます。

先ほど中途になりましたが、国家公務員共済組合連合会の現金等の流動資産あるいは資金運用部に預けた預託金や定期預金、有価証券等のいわゆる二号資産、こういう流動資産が年々だんだん減少をきてきて、三号、四号資産、つまり不動産または不動産の取得を目的とする貸し付け金とか、いわゆる固定資産的なものが非常にふえてきておる、こういう傾向にある。これは一体どういうわけなのか、ひとつ武蔵次長御説明を願います。

○武蔵政府委員 まず、三号資産と申します不動産または不動産の取得を目的とする貸し付け金、これが非常にふえているのはどういふことかというところでございますが、これがふえている主たる原因は、公務員宿舎の特別借り受けと申しますが、こういうものの取得の關係でございます。それから、その次の四号資産と申します不動産の取得以外の貸し付け金がふえておりますが、これはどういふ貸し付け金かと申しますと、貸し付け経理と申しまして、組合員の臨時の生活資金等を貸し付けけるもの、それから物資経理と呼んでおりますが、組合員のための生活必需品の販売の運転資金を加入組合に貸す、こういうことでこの關係がふえておるわけでございます。

○渡辺(美)委員 いま三号資産の中で公務員宿舎の建設等が非常にふえているのだというお話がございましたが、公務員宿舎の建設というのは、これは共済組合で行なうのですか、それとも国家が行なうのですか。

○武蔵政府委員 現在、一般会計で公務員宿舎として認めているもののほかに、共済組合が建て、政府に貸すというのと両方になっております。

○渡辺(美)委員 一般に政府がつくって貸すというものはよくわかりますが、共済組合がつくって政府に貸すというやり方について、なぜそういうふうなことをやるのか、私はちょっと疑問を持っております。と申しますのは、公務員宿舎を建てた場合においては、共済組合が自分の金でまず宿舎を建てる、総建築費というものをそこからはじき出す、しかも、そのはじき出した額をそっくりそのまま大蔵省に貸したことにする、そうして六分五厘の利息をとっているわけなんです。六十五年たったらその建物は国家に帰属するのだということをおっしゃっておりますが、なかなか六十五年などもちそうな建物なんか建ててない。実際問題として、政府が直接いろいろ厳重な監督に基づいて建てているわけではなくて、共済組合のほうで、自分で入札、設計をして、落札をしてやっております。しかも、そのままその額面の金額でそっくり国のほうに借り入れて、六分五厘の利息を払う。そればかりじゃない。しかも国は二DKなり三DKなりの建物を建てて、そしてそれを一般の公務員に貸す場合においては、これは実際問題として二DKなら二千万前後、三DKなら三千万前後の家賃であります。そうすると、家賃でもとてもまかなえない。片一方では利息は六分五厘で払う、そして今度はあがってくる家賃は利息の半分にも満たない、しかも修繕費その他は全部国が持つ、こういうふうなことをやっておる。これは共済組合に対する二重助成みたいなものであります。資金運用部資金で預かっている金も、郵便貯金とかはもつと安いはずなんです。定期の郵便貯金だって五％くらい、あるいは銀行だって五・五％くらいであります。共済組合から預かる場合は、現金で預かる場合も六分五厘、あるいは建物を建ててもらって、その建物を評価をして、その金を借りたことにした場合も六分五厘、こういうふうなずさんな計算を主計局ともあろうものが――主計局

というのは、普通の役所やなんかに対する査定はもう少し厳格をきわめて、なかなか理屈の多い役所だということを私は聞いてわかっておるのですが、仲間同士であるせいかどうか知りませんが、そこらの理論的な説明を願いたい。

○辻説明員 共済組合の資金の運用につきまして、共済組合法の第十九条に規定がございまして、「事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならぬ。」ということになっております。この原則に基づきまして、先ほど来お尋ねの、いろいろ資産の運用割合を設けますとか、そういう配慮をいたしておるわけでありまして、しかし、一方におきまして、この資金の性格から見まして、共済組合員の福祉のために還元するということも必要でございますので、安全かつ効率的の趣旨に沿いながら、また、組合員の福祉のために資金の運用、活用をはかっているわけでございます。

なお、六分五厘の金利につきましては資金運用部のほうでもきめておるわけでございますけれども、共済組合はかりでなくて、長期の預託金につきましてはそういう金利になっているように承知いたしております。特別借り受け宿舎の金利につきましても、共済組合の資金の性格上、効率、安全的に運用をする必要がございまして、国との間で六分五厘という金利を約定しているわけでございます。

○渡辺(美)委員 めんどろを見るのはけっこうです。けっこうですけれども、しかし、運用という問題についてはもう少し厳格な態度をとってもらいたいと思ふ。特に、宿舎の建設等いろいろやるについて、各地で土地の買いあさりをやっている。しかもそれが、厚生施設のためだといって、この間も京都で、何か問題がある土地を五億円か金を出しまして買うことになって新聞ざたになっている。その前も、東村山でもそういうざたを起して起している。もう一つ、資料がありますが、どこかで問題を起している。そういうように、都心や何かで、しかも坪何万円、何十万円というところへ

建物を建てて、それが一般に広く大多数の国家公務員が利用できるものとは私には思えない。特定な少数の者は利用できるかもしれないけれども、資金の運用ということについて、膨大な金を使うならば使うように、もっとたくさん金を使うべく多くの機会均等を得られるような金の使い方をさせるべきじゃないか。共済組合がやるのだから大蔵省は関係がないのだとおつておつても、実際は、いま言つたように、建てた建物についても利息を払って借りるというふうな——資金ももちろん返すのでしょ。そのほかに利息も払うのでしょ。こういうふうなことでやって、家賃は払う利息の半分にも満たないような家賃しか取らないというふうなめんどうの見方をしているのだから、めんどろを見ているならば、見ている一方、やはりその運用というものが、ほんとうに国家的な見地に立つて有効に運用されているか、あるいは組合員大多數の人たちが機会均等を得られるような形で運用されているかというふうなことをもう少し検討してもらいたいと思う。どうですか、武蔵さん。

○武蔵政府委員 まず最初におおびせねばいけません。先般来この委員会でも問題になりましたけれども、連合会でも不祥な事件が起きました。これが先ほどお話のような不動産、宅地の分譲の關係でございまして、したがって、私も、共済組合の連合会に対して、これからはさらにこういふことが起こらないように、十分責任を感じて監督を充実していかなければならないと思つております。いままですしわけないことができたのをこの席をお借りしておおびせしておきます。

それから次に、特借宿舎のような場合、これはお話のように入る人は限られるわけでございますから、そういう少数の人間でなくて、もっと広く組合員全体が喜ぶような施設に資金を使つたらどうかというお話がございましたが、御趣旨、まことにございまして、先ほど御説明いたしました

たように、一般会計で宿舎をつくつておるのでございますが、これでは足りない、そういうことで、組合員が出した長期の資金を福祉に還元するというところでこの特借宿舎というものをつくつておるわけでございます。これは、大きな団地というところになりますと、付帯施設や何かで非常に金がかかりまして共済組合の連合会の手には負えないというところでございまして、そういう大きなところでないところで、しかも、国家公務員が通勤できるようなところというところを探して、一般の公務員宿舎の補足としてこういう宿舎をつくつておるわけでございます。

次に御指摘がありましたのは、結局六十五年間政府が借りて、あとは政府に帰属するんだから、これの監督は厳重にやれというお話でございまして、まことにございまして、いままでも、建設につきましては財務局が相当厳重に見ておるといふのが実情でございまして、いろいろな事件もございまして、これからはなおそういう点で遺漏のないように注意いたしたいと思つております。

○渡辺(美)委員 武蔵次長から、監督についてはこれから部下にまかせっぱなしにしないで、よく監督するというようなお話がありましたから、実は事件の問題について私は言及しようと思つたんだけれども、それは割愛させていただきます。それではやめます。どうかひとつ、今後とも課長補佐とか係長とかにまかせっぱなしにしないで、なれ合いでやるようなことはやめまして、もっときちんと筋を通す——これはなかなかやりづらいことだと思ふ。たとえば、共済組合連合会の会長とかなんとかいふ人になつて、みんな大蔵省から出ていきますから、おまえらぐずぐず言つても、どうせ将来退職すればおまえらも世話になるんじゃないかというふうなことを言われてしまふと監督しづらいでせう。しづらいでせうけれども、それはそれで、これはこれで、やはり筋を通してもらわなければならぬと思ふ。私は、特に共済組合連合会に人がなかなかいないということ、

月給が安いというお話も聞きました。確かに、会長さんか理事は十八万円か幾らか取つておりますが、ほかの事業団から見れば月給は安い。ほかの事業団なんというものは、もうくだらない事業団で——くだらないなんて言つちやしられるかも知れぬけれども、実際月額三十万円も三十二万円も報酬を得ておるといふような例がたふさんある。それから見れば確かに安い。しかし、安いからといって、ともかく幹部の者がろくな監督をしないということじゃだめなんです。安いのはもつと下がある。国鉄總裁みたいなただみたいな人もあるんです。しかし、ただだから必ずしもいいというのじゃないので、やはり取るものは取つてけつこうですから、もう少し——これだけだんだん規模が大きくなって、あと十年もしたら一兆円という財産を運用しようということなんですから、もつと有能な人を入れて、そうしてしつかりした長期的な見通しのもとに経営をやつてもらわないと、先になつてにっちもさっちもいかな状態になつて、幾ら補助金を出しても焼け石に水みたいになつちやうんじやないかということを心配しておるのであります。その点についての御所見をひとつ承ります。

○武蔵政府委員 まず最初に、御指摘がありましたように、私、かねがね部内でもいろいろな機会に申しておるのでございますが、どうも共済組合連合会に対する監督が不十分じゃないかという声をよく耳にいたします。ただいまも御指摘ございましたけれども、そういうことではないと外から見られるように、われわれは連合会に対する監督はしっかりとやらにいかぬ、そう感じております。たゞ、いろいろな機会にもそう申し上げておりますが、ただいまのお話のとおりでございまして、そういう点、これからは十分注意してやつていきたいと思ひます。

○渡辺(美)委員 それからもう一つ、経理の改善ということについて、私ちょっとお尋ねしたいのですが、共済組合連合会の決算書というものがこ

こにあるんですけれども、非常にわかりづらい。ともかく、複式簿記で決算書ができておる。複式簿記ですから発生主義をとっておる。それらの点はいいんですけれども、一番私がわかりづらいと思うことは、どの決算書を見ても貸借対照表の剰余金、要するに、当期利益金です。それと損益計算書の当期利益金というものが合っているものが一つもない。全部合わない。これは説明を聞かなければわからないのです。損益計算書のほうで利益が出ると、普通だつたらちゃんと貸借対照表の純益と損益計算書の純益は一致しなければならぬ。財産計算と損益計算というものは一致しなければならぬ。つまり、こういうふうな原因に基づいてこれだけの収入と支出があつて、その結果これだけ残つたというものと財産を比較して、去年のある一定の時間からここの一定の時間、それを一定時点において比較した場合においては、原因どおりこれだけ財産がふえたというのが貸借対照表です。ですから、損益計算書の純益というものと貸借対照表の純益というものは合わなければおかしい。ところがこれは合わない。合わない理由も聞きました。それはどうして合わないのだと聞いたところが、それは利益が出てしまふので、その利益が出ないようには操作しなければならぬ、これはほんとうの利益じゃないんだ、組合から負担金を取っているから利益が出るんだから、その負担の部分というものは、これは別に考え直さなければならぬので、出た利益の中から長期の改善積み立て金とか何とか、いろいろな名前をつけておきますが、要するに、減価償却費の引き当て金みたいな形で損金に落としてしまふのだ。普通の経理だつたら損金に落ちるわけはないのです。普通の会計原則、財務諸表準則に基づくとこの経理上では経費では落ちないのだけれども、これは税金がからぬものだからさういふふうなことで落とす経理をとつておるのだ、さういふお話です。その意味もわからないことはない。わからないことはいいけれども、それならそのように、やはり期中においても説明を聞かなければ

ば、決算書を見ても、私のような専門家でさえもわからないのだから、これは普通はわからないのはもつともだと思ふ。ですから、これはやはりちゃんと利益処分というものを明らかにして、さうして、普通だつたら当然利益処分案というものをこしらえて、そこでこれは積み立て金に充てる、これは何に充てる、その結果翌期の期末において振りかえればいいのですから、さういふことをやつたらいいと思ふんですが、その点どうですか、改善の余地はありませんか。武藤さん、どうです。

○武藤政府委員 先生御指摘のように、どうも非常に変則なでき方になっているのじゃないか、それで先生のような詳しい方でも一応見られてなかなかわからないというふうになりますので、この点、その技術的な問題と、それから非常にわかりやすくするという問題とどう調整したらいいかというところをこれから研究したいと思ひます。

○渡辺(美)委員 これは研究する必要はないんです。技術的にも何にも簡単にできるのです。勉強が足りないからこんなことを言うのであつて、簡単にできるのですから、ひとつもつとよくわかりやすい経理というものをこしらえていただきたいというところを強く要求しておきたいと思ひます。いろいろ申し上げたいこともございますが、時間もございませぬのでこの程度にとどめたいと思ひますが、ひとつ、今後とも十分に、共済組合は連合会のみならずはかに共済組合はたくさんあるのであつて、これには相当多額な金が国庫から出ておるのですから、やはりむだな経費が行なわれな

いように、国家機関と同じようにやはりよく指導してやつて、人を育て、りっぱな経営ができるように今後十分に努力されんことを望みまして、私の質問を終わります。

○三池委員長 堀昌雄君。

○堀委員 先般、国家公務員共済組合あるいは公共企業、市町村職員共済組合の付加給付の問題について、大臣がおいでになりました。さうい

ども、少し論議をいたしました。その後資料を御提出いただいたので調べてみますと、全体として非常にこぼこのある状態になっておるわけでございます。私も、先般、地方公務員共済組合に互助会という団体がございまして、この互助会で実は付加給付のいろいろな形のものが行なわれておりましたのが、昨年の所得税法改正の結果、これらの互助会の掛け金については社会保険料と認められないから課税の対象とするという問題が出てきたわけでございます。その後、与党の方といろいろ御相談を申し上げた結果、最終的には、私と山中理事との間に覚え書きを交換いたしました。その非課税措置の取り扱いを一年経過期間として延長しながら、互助会のあり方としては、さういふものについては非課税の対象にしますという取りきめをいたしました。それは政令をもつて公布をされて今日に至つておるわけでございますけれども、この写しは大蔵大臣にすでに差し上げておるわけでありまして、その中でちよつと申し上げておきたいことは、「地方公共団体職員互助会の掛金に対する社会保険料の取扱に就ては、昭和四十四年三月三十一日まで政令の定める範囲内において、課税免除の対象とすることになった。」

これらの給付内容は、当然国・地方公務員共済組合の給付に付加されることが望ましいので、今後三年以内にこれらの必要な処置がとられるべく相互に努力するものとする。さういふ覚え書きを私は与党の山中理事と私との間で交換をいたしました。大蔵大臣に写しをお送りいたしておるわけでございます。現在の全体的な傾向といたしまして、私どもは、ばらつきのある問題についてはできるだけ——これはもちろん当事者たちの間の努力にまづところが大いいたしておりますけれども、さういふ方向は、当然時代の変遷あるいは現在の社会保険の充実という面から見ても必要な問題だ、さういふふうに考えておりますので、政府としても、これらの問題についてはできるだけ側面的な協力をするにやうなことで、これらの付加給付——外側にありますものの中に入る、さうい

う処置についてひとつの協力をしていただきたい、与野党ともに努力をしよう、さういふような覚え書きを交換しておるわけでありまして、この点についてひとつ大臣のお考えを承りたい。

○福田(起)国務大臣 互助会の扱いにつきましては、いまお話のとおり与野党間で話が行なわれておることは、私もよくこれを承知しております。その話し合いの結論はできる限り私も尊重していく、かように考えております。

○堀委員 その話し合いの結論のところが「これらの給付内容は、当然国・地方公務員共済組合の給付に付加されることが望ましい」とうなつております。さういふ御了承いただいたものと理解をいたします。

いま郵政大臣がお入りになりましたから、さうそくでありますけれども、実は、国家公務員共済組合の短期給付に対する家族療養費の付加金の問題を私も当委員会ではいろいろ調査をしてまいりました。その中で、郵政省の家族療養費の付加金の内訳というものが、まことに私どもとしては不十分な感じがいたしておるわけでありまして、ちよつと一般的な例を申し上げてみますと、短期掛け金は、対本俸千分率で政府が出してまいりました資料全体を平均いたしますと、三十五に五でありますから、これらの衆議院、参議院、総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、農林省、通商産業省、運輸省、厚生省、厚生省第二、労働省、裁判所、会計検査院、刑務、防衛施設庁、防衛庁、アルコール専売、連合会職員、郵政省、印刷局、造幣局、林野庁、建設省、これだけの中で大体平均的なところにあるわけでございます。ところが、現在行なわれております付加給付は、入院一日につき百円という付加給付だけが行なわれております。その他のところは、まだ法務省、防衛庁、林野庁に同じように入院についてだけのものがございまして、家族療養費の付加給付を行なうというたてまえからいたしますと、この入院というのは、比較的现状では数が少なく、

一般疾病の中で占める入院の比率というのは、高いものではない。ですから、よくよくのときには、追加給付がもらえるけれども、一般的には郵政省職員は追加給付というものはないと同じかっこうになっておりますので、この点は、ずっと拝見した中で特に一番目につくところなんです。もう少しこれは組合——特にこの前も私議論しておりますけれども、郵政省の職員の給与は、勤続年数その他から勘案をいたしまして必ずしも十分でないという感じがいたしておるにもかかわらず、さらにそういう追加給付の面でも十分だということ、これらの職員にとって非常に残念なことだと思ひます。これは郵政大臣、これらの組合側の方と少し協議をいたしたい、もう少しその他のもの、一ぺんにはいかならないと思ひますが、順次権衡がとれるような方向で御検討をいたしたいと思ひますけれども、いかがでございますまい。

○郡国務大臣 おっしゃる通りに、郵政省の家族療養費付加金は少し低いようですが、ただ、これの運営審議会で組合の方なども御相談をいたすときに、やはり郵政省というものの性質でございましょうか、傷病手当金の付加金とか、そういうほうにどうもウェイトがいておるようでございます。御案内のような出産費の付加金とか、結婚手当の付加金とか、いろいろございしますが、その中でどうも傷病手当金の付加金のほうに給付内容を充実させたいというのが審議会での話し合いの経緯にあるようでございます。しかし、これらの御注意の点は、ごもっともであります。短期給付の経理というのには決して楽じゃございせんから、これから短期給付の推移を見ている必要はあると思ひます。一方、推移を見ながら、また運営審議会とはよく相談をいたしまして、改善すべきものは改善するように努力いたしたいと思ひます。

○堀委員 もちろん、いまお話のように、個々の共済組合におのおの特殊事情もございまいしょうから、私どもが外から見ても、ただ、一律の問題として

ていかない点も私どもも承知いたしますけれども、現在私どもが一般的に見ております点では、一番疾病率が高いのはやはり子供でございます。小さい子供の多いときは一番家族療養費が要るわけなんです。その小さい子供のいる人というのは給付所得が非常に低い、若い年齢層のところに実は子供が非常に多い、若いうちの年齢層のところに、年齢が若いために勤続年数も低いために所得が十分ではない、片や物価は上がる、こういうことで、ちやうどはさみ打ちにあつて、非常にこれらの方が生活の面で大きな圧迫を受けておられるというふうに感じますので、傷病手当金の問題その他も、もう少し重要な点だと思ひますけれども、やはり現在の比較的給付の低い、しかし子供がわりにいて、これが一番病気にかかりやすくて、家族療養費の負担が大きい部分でありますので、この点はひとつ十分運営審議会とお話をしたい、すなわち、すみやかにレベリングの方向で善処していただきたい、こう考える次第でございます。

最後に、大蔵大臣にお伺ひしたいのでありますけれども、旧令による共済組合の制度がなくなりまして新法で行なわれることになりまして、その新法と施行令が行なわれず期間の間における退職者が、施行令後の退職者との間に著しく不均衡な状態に置かれておるといふことは、すでに当委員会指摘をされておるといふところでございします。私どもは、一般的にこういうふうな問題を常に週及させたいということになりますと、これは一応保険をたてまゝとしておるといふわけ、共済組合の経理上からいたしまして、そのつどそういう週及が行なわれるということでは問題があらうかと考えておるわけでありまして、これは、実はこの間から議論をいたしておりますこの問題については、制度が新たに変わつて、その新たに変わった制度という中で、新法と施行令が同時に公布されるような具体的な状態になっておりますれば救済され得たものが、いろいろと法律上の手続その他のために、その間に断絶期間を生じて、そのために、この間に退職をされた方が、法

律が施行されておられるが、その内容がさだかでないために十分な給付が受けられないという状態については非常に遺憾である、こう私ども考えておりますので、いま申し上げたような趣旨で、ひとつこの際、この部分に關してのみ特例的な処置を次の法律改正の際には善処していただきたいと思ひます。大臣のこれに對するお考えを承つておきたいと思ひます。

○福田(起)国務大臣 本件につきましては、先般来この委員会でもかなり詳細な議論が行なわれておりましたので、私の見解はその際申し上げたのですが、ただいまお話のように、本件は特別な事情もありまして、また、堀委員におかれども、一般的に週及原則ということとはならないとお話でもあります。そういうようなことを特別に考慮いたし、他に波及させないというふうなことでありますれば、御趣旨の線に沿つて検討いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○堀委員 いまの御答弁で、私どもは、次回における法律改正の際にはこれが実施される、こういうふうな期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○有馬委員 関連して。

この前、藤井政務次官に對しまして、せんだつての短期の国庫負担の導入の問題について、前の回答はきわめて遺憾でありますので、前向きな姿勢で検討願つて、本日大臣より回答をいただきたいということをお願いをいたしておきましたので、その点についての大蔵省のまゝと考へた方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○福田(起)国務大臣 ただいまお話の問題につきましては、慎重審議いたしたわけでありまして、その結論をいたしましては、医療費体系、医療保険制度のあり方については、いろいろの御議論もあられますが、将来にわたつてその長期的な安定と発展とをはかるためには、制度の根本的な検討を行なう必要があると考へております。政府としては、国民皆保険下における医療保険制度の全般にわたる基本的事項について調査審議するため、今国会

に臨時医療保険審議会を設けるための法律案を提出し、ただいま御審議をいたしておるところであります。保険給付の負担の基本的あり方につきましては、この審議会の結論を待つて検討してまいりたい、短期給付に對する問題につきましても、この一環として考へていきたい、かように考へておる次第でございます。

○有馬委員 臨時医療保険審議会に對しましてのわが党の態度は、大臣も御承知の通りであります。この件につきましては、ここで議論することを避けたいと思ひます。均衡論と財政的な理由であつたと思ひます。しかし、財政的な理由につきましては、この前事務当局からお伺ひいたしました、予算の規模から見ても、また常識的に考へましても理由にならない。あとは均衡論だと思ひますが、この点については、やはり低いところを念頭に置いておつては、一歩も前進したくないのであります。この前も私申し上げましたけれども、やはり一つのところから一歩ずつでも前進させる、こういう方向で検討を加えてほしい、ということをお願いをいたしたのであります。

私どもも、何も二〇%ということにこだわつておるわけではないのであります。いまの大臣の答弁からいいますと、審議会の答申が出なければ検討の余地はないというふうな受け取れたのであります。やはり並行して大蔵省としての考へ方もまゝとめていくべきではないか、このように考へておりますので、とにかく窓口を開く考へ方があるかどうか、この点について一度大臣のほうからお聞かせをいただきたいと思ひます。

○福田(起)国務大臣 いま医療保険につきましては、どうしても根本的にこれを再検討しなければならぬ段階に來た、こういう認識を持つておるわけでありまして、それで、そういう考へ方で、根本的な改正をどういう方向にすべきかというので、今回十二人以内の委員による審議会を持つてこれにその意見を求める、こういうことをきめたわけでありまして、私どもも、その審議会のことはとも

かくとして、根本的にこれは再検討しなければ壁にぶち当たる時期に来ておる、こういう認識を持っておるわけでありませう。そういう段階に来ておる本問題について、全体の一環としてこの問題も考へべきものである、こういう見解をとっておるわけでありませう。審議会が、答申が出るか出ないか、あるいは審議会ができるかできないか、いろいろ御見解もあるようでございますが、私どもとしては、とにかく、それとは別個にいたしまして、根本的に改正をしなければならぬ、こういう時期に来ておる、そういうことから、この問題もその一環として考へていきたい、さういふ見解でございます。

○有馬委員 それでは少しも前向きになりませう。ですから、今度は別な角度から、四十二年度の予算編成までに、私どもがいままで本委員会でも審議を続けてまいり、討論を重ねてまいりました方向で具体的にまた話し合う用意があるかどうか、この点をいま一度伺ひしておきたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 とにかく、私ども政府としては、審議会を設ける、こういう方針であります。ですから、その方針に向かって前進をするわけでございます。しかし、審議会を設けたからといって、審議会に責任を全部という、そんな無責任なことは考へておりません。政府におきまして、どういふふうにするか、政府におきまして、これは並行して検討する、これはもう当然のことです。

○有馬委員 私がお尋ねしていることにお答えください。話し合う用意があるかどうか。

○福田(趙)國務大臣 十分検討し、必要があれば、いつでも有力なる有馬委員の御意見も求める、これも当然のことです。

○有馬委員 私の質問を終わります。

○三池委員長 岩動道行君。

○岩動委員 私は十分程度の時間を与えられておりますので、きわめてかいつまんで、二、三の点

について政府の所見を明らかにしていただきたいと思ひます。

第一は、恩給の性格あるいは共済年金の性格についてでございますが、先般の当委員会におきまして、内閣の恩給問題審議室長の御答申によりまして、いささか恩給の性格についてわれわれの従来の考へ方あるいは政府当局の考へ方と異なつたような答申がなされたのであります。それは、恩給というものの性質について、これを社会保障制度のワケの中で考へるのか、あるいは社会保障制度とは全く別個の制度であるかという点についての答申でありましたが、恩給が何か社会保障制度的なものになりつつある、あるいはさういふ方向に向かうべきものかといったような御答申があつたのであります。これは従来の恩給局の見解、あるいはわれわれとの間において種々討議をした結果の結論、方向ともかなり違つた考へ方でありませうので、この際、恩給局長からこの問題についてまづ伺つておきたい。

あわせて、共済年金につきましても、これが社会保障制度の範疇に入るのか、あるいは恩給と同様に過去の勤務に対して国家が手当てをしてまいるのだという意味において、純粹の社会保障制度とは別のものである、こういう考へ方に立つておられるのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。この点をもし間違つた考へ方で進めましますと、非常に大きな問題が起つてくると思ひます。先般当委員会でも平林議員から、何か社会保障制度の方向に共済年金等も近づけるんだという方向でお話があつたようでありませうが、もしさうなると、これは過去の勤務といつたようなものが全く抹殺されて、最低の保障という点にむしる共済年金も追いつかれてしまつて、現在の制度より逆に悪くなるのじゃないかという心配もあつたので、この点を特にこの機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

○矢倉政府委員 ただいまの岩動先生の御質問に對してお答えを申し上げます。あるいは、私のほうの審議室長の答へました点

に若干不足する点があつたのではなからうかと存するわけでありませうが、恩給制度は、先生も御指摘のように、旧來国に對する特別の勤務義務を持つていた者に対する一つの國の補償の意味合いを持つてゐるものが恩給であるといふふうに考へておりますし、この考へ方は、現在もわれわれの考へてゐる態度は少しも変わりません。ただ、審議室長の申しましたことは、やはり恩給制度も長い連綿の中で一つの發展を遂げていく考へ方も決してないではございませんので、そこで、実はその考へ方がある程度明確にされておりますのは、やはり恩給は恩給なりの特別な制度であるという考へ方が、國家公務員の給与等を一つの柱とするという考へ方にもあらわれておりますので、したがつて、今後の恩給に對する運用のしかたにおきましても、旧來の特別な勤務義務を持つた者に対するそれなりの補償の意味を持たせつつその制度の運用のしかたとして考へていく考へ方には、確かに恩給の一つの發展を示すように、たとえば上層下層的な考へ方もあらわれておりますので、あるいはさういふ点についての説明を申し上げたことがいまのようにお受け取りいただいたのではなからうかと存じます。したがつて、恩給に對する今後の運用のしかたは、ただいま申し上げましたように、公務員に對する特別な制度として發展をさせていく、かように考へておるわけでございます。

○武蔵政府委員 お話のように、いまの公務員の共済制度といふものは、純粹な社会保障制度といふだけではございませんで、法律にも書いてありますように、公務員の「生活の安定と福祉の向上に寄与する」との目的とし、「公務の能率的運営に資することを目的とする」といふことになつております。したがつて、社会保障といふことがばが使われることはございませうけれども、やはり公務員の特長性といふことを加味して動く制度である、さういふふうに考へております。さういふ特長性がございますので、給付水準等につきまして

も一般の社会保険とは異なつた点がございませう。これは御承知のとおりでございます。それから、さらに沿革的には恩給制度を引き継いで吸収しておるという面がございませうので、恩給との関連も非常に深い、さういふことになつております。そこで、共済制度は他の社会保険制度のような純粹な社会保険制度とは違つた面がある、さういふことであるというお話のとおりだと思ひます。

○岩動委員 恩給、共済年金の性格についてはこれで明らかになりましたので、次の問題に移ります。今回、新たに恩給法におきましても調整規定が設けられ、あるいは共済年金あるいは公共企業体の共済組合年金につきましても同様の調整規定が設けられたのでありますが、これは長年各方面から強く要望されておりましたが、なかなかその実現を見ないで今日に至つたのでございませう。しかるに、今回の法律改正におきましてこれが実現を見るということになりましたのは、政府としてもきわめて大英断をもつて前進をされたものと深く敬意を表し、関係者とともに、今後この調整規定の運用について万全を期していただきたい、かように思ふのでございませう。

先般来、各委員からこの「著シキ変動」等についてどう考へるか、どういふ場合にこの調整規定が働くのかという具体的な質問もなされ、答申もあつたが、これはそのときの情勢にもよります。変動の基準幅が、人事院勧告で國家公務員の場合には五割が一つの基準になつておりますが、これも一つの用途ではございませう。しかしながら、諸般の情勢、事情を総合勘案してやる、ここにこの規定の運用の妙もあり、また関係者もこれに期待をするところがきわめて大なわけでございます。

ところで、この調整規定の運用については、恩給に關しましては恩給審議会においてその結論を出していただく、さういふ体制になつておるわけでございますが、その恩給審議会において結論が出るまでは「著シキ変動」があつても、年金額の

改定、調整は行なわれないのかという問題が実は出てまいるわけでございます。恩給審議会におきましては二年間という存続期間でございます。その間にも二年目に答申が出るという場合には、たとえば昭和四十二年の予算編成のときに著しい変動があつても、答申がない限りは調整が行なわれない、こういうことになりまして、受給者の間におきましてはきわめて大きな不満が起こることも考えられるわけでございます。したがって、恩給審議会を中心として、それに準じて国家公務員共済組合あるいは公共企業体の共済組合等も措置をとられるわけでございますが、二年間たない間においても、著しい変動があれば当然これは調整規定が働くものである、また、そのような努力を政府側としては一体となつておやりになるべきであると考えられます。この二年間の恩給審議会の存続期間、審議期間というものが二年間の休戦協定になるというふうなことでないということ、この際確認しておきたいと思つております。

○矢倉政府委員 実は、調整規定につきましては、しばしば内閣委員会あるいは大蔵委員会において御質疑がございまして、この調整規定の運用のしかたにつきまして、これが一つの成文化をされたということによりまして、今後の長期展望の中においてこの規定をいかに運用していくかという点の一つの課題でございます。そこで、内容におきましてはいろいろな問題に将来にわたつて重大な影響を与える規定でございますので、私たちは、政府側としてこの恩給審議会に慎重なる御検討をわすれられない、かように考えまして、旧来私たちがお答え申し上げましたのは、調整規定につきましては、せつかくでございます審議会に十分慎重な御審議をわすれられない、かように申し上げたわけでございます。

さて、そこで二年の期間を付しております審議会におきまして、これら恩給の根本的な制度検討等とあわせて、こういった新たに設けられる制度の運用のしかたについても御検討をわすれられない

けでございますが、その間においてももしも緊急の事態が生じるといふ場合には、審議会があるからということですべての問題を据え置きにするのではないかと御懸念がございまして、さうな点についての御質疑もいただいたわけでございます。私たちが政府側として御答申申し上げておきますのは、そういう緊急の事態が起れば、それについて審議会とは別個に政府側としての措置をとつてまいることは当然のことでございます。しうというお答えを申し上げておるのでございます。したがって、この問題の取り上げ方として、たとえば「著しい変動」ということに対する判断のいかんでございますが、それらの問題についていかに考へるかという点につきましては、たとえば、格別の事情が起つてまいりました場合に、さうな点について、審議会がございまいしうとも、別個にさういふふうな問題の検討を政府側としていたすことはあり得ると考えるわけでございますが、ただ、この機会に必ずしも、たとへばこの二年間に恩給についてのベース改定が行なわれるかどうかということについては、今後の事情いかにかかる問題であらうかと考えております。

○武藤政府委員 共済関係でございますが、共済の関係につきましても、恩給との間に均衡が破れるというふうなことは困りますので、さういふ点も考へながら、新しく設けられた規定でございますので、この運用はこれから十分慎重にやらなければいけないと思つて、さういふ趣旨で適當な措置を講じて、この規定ができました趣旨である年金の実質価値を維持する、さういふ趣旨に沿うように運用していきたい、さういふふうに考えております。

○山田政府委員 公共企業体共済組合におきましても、恩給及び国家公務員共済組合法とはほとんど同じ趣旨の規定を設けることにいたしておりますので、その趣旨につきましては、ただいま大蔵省から御説明がございましたと同様でございます。初めての規定ではございますが、この規定の趣旨

を十分勘案いたしましたして、年金の実質的な価値の維持といふことを十分考慮いたしまして慎重に運用してまいりたいと思つております。

○岩動委員 慎重審議もけっこうであります。大體、人事院勧告が出るか出ないか、まだ予測はできないのでありますが、さういふ事態になれば、やはりこの問題は、慎重であると同時に、真剣に、直ちに取組んでいただかなければいけない。昭和四十二年の予算編成もあと六カ月以内のことになつてまいつておりますので、この点、積極的にこの問題に取り組んでいただきたい、かように考えます。

そこで、三公社につきましては審議会みたいなものがないので、これは一体どういふふうにおやりになるのか。先般米、同僚議員から何かさういふものををつくるべきではないか、さういふ意見が出されたのでありますが、これはまことにものもな御意見でもあると思つて、したがって、政府においては、さういふ御意思をお持ちになつて、早急にその実現に努力をされる御用意があるかどうか、この点をこの際最終的にひとつ明らかにしていただきたいと思つております。

○武藤政府委員 公共企業体職員の共済組合につきましては、従来法律改正の場合に担当省が変わりますので、いろいろ経緯議論がございました。そこで、関係の運輸省、郵政省、大蔵省で相談をいたしまして、一応三公社の共済組合の中で一番大きな組合員を持つ国鉄の共済組合、これを監督しております運輸省が常任的に法律改正を担当するのがよいだろう、さういふ結論に達しまして、その方向で努力してまいりました。ただ、今回はまだ準備ができておりませんので、とりあえず、御承知のように、郵政省が法律の改正の関係を担当するということで、三省、三公社で連絡を密にしていく、さういふことでやつておまして、今後の点につきましては前述のいきさつもありまして、ので、持ち回りということで支障があつては困りますので、何とか一本化するということで考えていきたい、さういふふうに思つております。

○岩動委員 これでは質問を終わりますが、共済年金については、従来、ややもすれば恩給一本にたよつて、恩給でまればさうなるのだというふうな他人依存的な感じがきつて強くなつて、しかも、話し合いをする相手がばらばらであるというふうな弊害があつて、ややもすれば不熱心であるというふうな印象をきわめて強く私も持つておるわけでございます。したがって、さういふ審議会あるいは何らかの機関を設けることによつて、それをこととして、さらに三公社においても所轄官庁と十分に連絡をとりつつ最善の努力をしていただきたいといふことを御要望申し上げておきます。

なお、最後に、恩給に関連いたすのでありますが、農林年金について障害年金の最低保障額を修正してまいつたわけですが、これは恩給についてはさういふふうなことになるか、さういふ点、その点をまず明らかにしていただきたいと思つております。

○矢倉政府委員 本件については、実はまだわれわれのほうにさういふ御連絡がございせん。で、私どもは十分明確にいたしておりません。

○岩動委員 さういふことなく、恩給のほうにおいては障害年金の最低保障額六万円、三万円というのがあるのか、さういふものは設けられていないのか、さういふものは設けられていないのか、私は記憶するのですが、その点をまず明らかにしていただきたい。

○矢倉政府委員 もし岩動先生の御質疑が、長期にわたる法改正におきまして、長期にわたる職者に対する恩給年金として普通恩給は六万円、それから扶助料については三万円といふふうな保障規定を設けることにいたしております。

○岩動委員 さうすると、農林年金のほうとの関係はどういふふうになるのか。それと平仄を合わせるための農林年金の改正であるのか、あるいは別個の問題であるのか、あるいはこの委員会においても何か修正案を用意しているか、さういふ話も伺うわけですが、これらとの関係は一体どうい

うことになるのか、大蔵当局からその点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○矢倉政府委員 農林年金に關しては、恩給との關係は別個でございます。

○岩動委員 別個なことはわかつております。ただ、同じような趣旨の改正が恩給の場合には行なわれておたかどうか。農林年金のほうが一歩先に進んだのか、つまり、長期在職者だけが最低保障を受けるというのが恩給の改正であつたところが、農林年金の場合には、長期在職者でなくとも障害年金に關しては最低保障が設けられたというふうには私は聞いておりますので、もしそうだとすると、そこに恩給とその他の年金との間に差別が出たのではないかと思ひますので、その点をまず明らかにしていただきたいと思ひるのであります。どなたでもけっこうです。

○岩尾政府委員 恩給の場合におきます障害年金と農林年金との關係でございますが、先生御承知のように、恩給法の改正をやります場合に、恩給といふことは、長期在職をされた方で、しかも非常に普通年金の少ない方について何らかの最低保障をする必要があるのではないかと、このこと、いま恩給局長からお話がありましたように、六万円、三万円という最低保障をやつたわけでございます。その際に、恩給につきましても、これは御承知のように増加恩給といふことでございまして、普通恩給プラス増加恩給といふことで、障害年金は一般の年金より高いわけでございます。したがつて、本来そういう低い制限にかかつてくるといふものがないわけでございます。そこで、今度は旧令共済を改正いたします場合にいまの恩給の精神を組み入れて、そして、やはり長期在職の方につきましても、障害年金といつても、旧令の場合には、これは恩給と違ひまして障害年金自体が低いのもありますから、したがつて、この分の最低保障をつけましようといふことでつけたわけでございますが、その際にはやはり長期在職という制限をかけたわけでございます。ところが、よく考へてみますと、障害年金と申しますのは、年金に加入いたしました二、三年でなる方もありますし、必ずしも長くないから非常にお気の毒であるといふふうにはないわけでございます。そこで、農林年金でその分について長期在職といふワケがあるのは少しおかしいのではないかと、このことになりまして、農林年金、私学さらに旧令につきましても、障害の分の長期在職という制限だけを除いたわけでございます。こういう経過でございます。したがつて恩給とは全然關係はございせん。むしろ恩給にはそういう該當がないといふふうには御理解願ひたいと思ひます。

○岩動委員 そうしますと、實質的には恩給についてはそういう該當者はいない、それ以上の処遇を受けている、こういうことに理解できるわけでありまして、したがつて、制度的には法律上はおかしいけれども、實質的には害がない、こういうふうな理解をしてよろしいわけですか。

○岩尾政府委員 制度的にはおかしいといふような問題ではございませんで、特に恩給の際には、いま申しました長期在職の方で、しかも非常に低い年金の方を救おうといふ趣旨でこの改正をやつた、それに應じてほかの年金を改正いたします場合には、その趣旨をさらにふえんたいとして、障害年金についても、長期在職の人についてはこの最低保障を行なう、しかし、その場合に長期在職という制限を加へることは、障害年金の本質からいたしましてややおかしいのではないかと、この意味で、その長期在職といふワケをほかの年金についてははずした、こういうふうには御理解願ひたいと思ひます。

○岩動委員 終わります。

○三池委員長 両案に対しまして、木村武千代君外三十八名より、三党共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出されております。

は、年金に加入いたしました二、三年でなる方もありますし、必ずしも長くないから非常にお気の毒であるといふふうにはないわけでございます。そこで、農林年金でその分について長期在職といふワケがあるのは少しおかしいのではないかと、このことになりまして、農林年金、私学さらに旧令につきましても、障害の分の長期在職という制限だけを除いたわけでございます。こういう経過でございます。したがつて恩給とは全然關係はございせん。むしろ恩給にはそういう該當がないといふふうには御理解願ひたいと思ひます。

○岩動委員 そうしますと、實質的には恩給についてはそういう該當者はいない、それ以上の処遇を受けている、こういうことに理解できるわけでありまして、したがつて、制度的には法律上はおかしいけれども、實質的には害がない、こういうふうな理解をしてよろしいわけですか。

○岩尾政府委員 制度的にはおかしいといふような問題ではございませんで、特に恩給の際には、いま申しました長期在職の方で、しかも非常に低い年金の方を救おうといふ趣旨でこの改正をやつた、それに應じてほかの年金を改正いたします場合には、その趣旨をさらにふえんたいとして、障害年金についても、長期在職の人についてはこの最低保障を行なう、しかし、その場合に長期在職という制限を加へることは、障害年金の本質からいたしましてややおかしいのではないかと、この意味で、その長期在職といふワケをほかの年金についてははずした、こういうふうには御理解願ひたいと思ひます。

○三池委員長 両案に対しまして、木村武千代君外三十八名より、三党共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出されております。

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等

の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案 昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第一条第一項の次に一項を加へる改正規定中「当該年金」を「旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相當する年金に對しては、当該年金」に改める。

本修正の結果必要とする経費は、昭和四十一年度において約五百万円である。

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案

昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第一条第一項の次に一項を加へる改正規定中「当該年金」を「旧法の規定による退職年金又は遺族年金に相當する年金に對しては、当該年金」に改める。

○三池委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。木村武千代君。

○木村(武千代)委員 ただいま議題となりました修正案につきましても、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を簡単に御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元にお配りいたしてありますので、朗読は省略させていただきます。

この修正案は、障害年金受給者に対する低額年金の是正措置につきましても、長期在職の要件を撤

廃しようとするものであります。

御承知のとおり、今回、政府は長期勤続者の低額年金を是正することとし、このため、原案におきましてそれと所要の改正規定が設けられております。すなわち、共済年金の基礎となつてゐる實在職した組合員期間の年数が退職年金について最短所要年限以上である年金受給者のうち、退職年金あるいは障害年金の額が六万円に満たない者、または遺族年金の額が三万円に満たない者に對しては、それぞれ六万円または三万円を支給することとしたております。

しかしながら、これらの年金のうち、障害年金につきましては、当該年金が、高度の障害により退職した職員にその退職後の生活保障を行なうために支給されるものであり、また、現行法の規定では、組合員期間が退職年金についての最短所要年限に達しておらない場合でもそれぞれ相當額の給付が行なわれていること等にかんがみまして、この際、原案をそれぞれ修正し、實在職した組合員期間の年数要件を削除して、すべての障害年金受給者に六万円の支給を保障することが適當であると考へられるのであります。

さらに、過日本院を通過いたしました農林漁業団体職員共済組合法等の一部改正案及び私立学校教職員共済組合法等の一部改正案につきましても、それぞれ同様趣旨を内容とする修正が行なわれておりますので、これらと平仄を合わせることに必要であると認められるのであります。

なお、本修正の結果、必要となる増加所要額は、国家公務員共済年金關係では、昭和四十一年度において約五百万円と見込まれますが、これにつきましては、追加費用として、いわゆる修正実額負担方式により明年度以降予算措置が講ぜられることとなりますので、本年度予算には影響を及ぼさないこととなっております。

また、公共企業体共済年金關係の増加所要額は、昭和四十一年度において、三公社で約七百五十万円と見込まれますが、追加費用として、いわゆる修正賦課方式により繰り入れを行なうこととなり

ますので、公社予算には、本年度はもとより明年度以降にも格別影響を及ぼさないこととなっております。

以上が、両修正案の趣旨及びその内容であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○三池委員長 これにて両修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、修正案について、内閣において御意見があれば、述べていただきます。福田大蔵大臣。○福田(勉)國務大臣 ただいま提案のような修正がなされますことは、政府としては、やむを得ないものと了承いたします。

○三池委員長 これにて両案並びに両修正案に対する質疑は終了いたしました。

○三池委員長 これより討論に入るのであります。が、両案並びに両修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、これより順次採決に入ります。

まず、昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正について、採決いたします。

まず、木村武千代君外三十八名提出の修正案について、採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について、採決いたします。

これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は修正議決いたしました。

次に、昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について、採決いたします。

まず、木村武千代君外三十八名提出の修正案について、採決いたします。

本修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について、採決いたします。

これを可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は修正議決いたしました。

○三池委員長 ただいま議決いたしました両案につきまして、武藤山治君外三十八名より、三党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、この際、提出者より趣旨の説明を求めます。武藤山治君。

○武藤議員 ただいま議決されました共済組合関係法に對しまして、三党一致の附帯決議をつけたいと存じます。

文案につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、読み上げのことを省略いたします。

今回は本委員会において共済組合法に関連した質疑がなされたことはございません。延々三週間以上に及ぶ慎重審議をいたしました。その結果、政府側の方でも御了承と思いますが、われわれが改善をしなければならぬと思ふ点が多々発見をされ、また、前向きな姿勢をもって改善をしなければならぬ点が数多く見受けられるのであります。しかしながら、国会の限られた会期中で直ちにこれを全面的に改善する方途は、時間的に制約を

受け、さらに、予算的に制約を受ける面が非常に多いと存じます。したがって、われわれ与野党とも直ちにこれをこころで改善することを避けて、附帯決議を付することにいたしましたのであります。したがって、大蔵大臣並びに郵政大臣、あるいは大蔵省各担当官は、この附帯決議を実行するにあたっては、すみやかに、しかも誠意をもってこの附帯決議が生かされる方向に善処されんことを私は強く要望するものであります。

第二は、今回設けられた調整規定、すなわちスライドと呼んでおられる方も多いのでありますが、この規定は、非常に画期的な規定であるを期待をされておる条文であります。しかしながら、今回はその条文がただ文章に書かれただけであって、質疑応答の中で明らかにしようとしても、公務員の給与水準、物価の変動等、著しく事情が変化した場合にこの規定が働くという意味ではありますけれども、内容については何ら規定がないのであります。もちろん、政令の公布も規則の制定もいまだ考えていないという、訓示規定的な意味すら感ずるような規定でありまして、私たちはまことに不満でございます。そこで、質疑応答の中で、このスライド規定が直ちに働くように政府はすみやかに検討しなければならぬではないかという強い要望が展開されたわけでありまして、したがって、第一の附帯決議の内容は、調整規定の運用については、その実効ある措置、ことが非常に大切であります。実効ある措置が、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合を通じ一体的に講ぜられるよう適切な配慮をすべきである、こういふわれわれの強い要望でありますから、恩給審議会にすべてをゆだねるといふ姿勢ではなくて、積極的に、国家公務員、三公社五現業もこの規定が実効あるように検討せられたい。

第二の問題点は、いま御承知のように物価の変動が非常に激しく、下落を見ない騰貴一方の一方交通であります。その原因が那邊にあるかは別といたしましても、物価騰貴が国民生活を非常に脅かし、これが医療費の増高を招いていることもい

なめない事実であります。さらに、政府が年々鳴りもの入りで減税を主張し、実行をいたしてまいりましたが、この減税の効果を受けない低所得者階層というものが非常に多いのであります。これらの人たちは、一方は物価騰貴、医療費の増高によって実質生活水準が低下し、医療費の負担感というものは著しく重く感ぜられるようになっております。さらに、医療はどんどん進歩し、医療費というものは高くなる一方であります。この科学の進歩を抑えるということは時代逆行でありますから、これらの科学の進歩に見合った医療を受けるということは当然であります。そうなるにいたりますと、どうしても物価の変動、減税の効果の問題、医学進歩の問題等から考えましても、医療費が年々著しく高騰を続ける、それをどこで処理するかというと、組合員の掛け金引き上げに処理の方針が向けられている、まことに残念であります。しかし、掛け金率の引き上げにも一定の限度があつてしかるべきであります。私たちは、これらの問題点について、福田大蔵大臣を交え、三週間にもわたる質疑応答を続けたわけでありまして、今回その質疑の中から出てきた第二の附帯決議の内容は、短期給付については、医療費の増加に對処し、組合財政の健全化及び組合員の負担が加重にならぬよう、すみやかに国庫負担制度についても検討すること、この点については再三三馬議員からも福田大蔵大臣に強く指摘をし、要望されたのであります。大臣はいまだ納得のいく適切な答弁をいたしておりません。今回三党共同でこの附帯決議が付けられるに及びましては、十分前向きな姿勢でこれが検討をせられたいと望むものであります。

第三は、先ほど渡辺美智雄議員からも指摘されましたが、共済組合の運営の問題、特に長期給付関係の資金の運用等について十分配慮しなければならぬ点が与党議員からも指摘されました。私もそのとおりだと考えます。そのための一つの方法としても、現在の評議員会の運営というものをと民主化し、適正な運営が行なわれ、お互

いが牽制機能を生かして、十分管理の行き届くような体制に改善をすべきであると考えます。すなわち、具体的には、評議員会の構成を検討し、これらの問題が起るような、しかも職員団体の意見が十分反映されるような措置を講じてほしいというのが野党側の主張でありました。しかし、今回の第三の附帯決議の内容はあまり具体的ではありませんけれども、そういう趣旨を織り込んでいく気持ちを十分参酌されて、善処されんことを望むものであります。

第四は、本年の十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、実情を考慮して検討すること、これは御承知のように、今日他の年金が非常に低額であり、共済年金と比較した場合に格差がはなはだしい現状から、通算年金法ができたといえ、一挙にこれが移行には諸般の情勢というものを十分検討しなければならぬといわれわれは考えるものであります。できるならば、われわれは直ちに十月三十日期限の切れるものを明年さらに延期をして、これらの選択権を認めるべきであるという趣旨でありますから、これらの点を担当責任者は十分勘案の上、すみやかに善処されんことを強く要望いたします。

いずれにいたしましても、今国会における共済組合法の審議というものは、まさに慎重審議であり、これらの中で、大臣が善処する、検討する、こういう答弁をいたした点については、附帯決議に盛り込んでいくことも、主計局次長以下担当官は十分承知をしておるはずでありますから、附帯決議に載らない部分についても、約束された事項については、附帯決議以上の力があるものと認めて、善処されんことを強くお願いをいたし、附帯決議に対する提案説明を終わりたいと思います。

〔参照〕

昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律

等の一部を改正する法律案及び昭和四十年年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

一、今回設けられた調整規定の運用については、その実効ある措置が国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合を通じて統一的に講ぜられるより適切な配慮をすること。

二、短期給付については、医療費の増加に対処し、組合財政の健全化及び組合員の負担が過重にならぬよう速やかに国庫負担制度についても検討すること。

三、国家公務員共済組合連合会の運営については、加入組合員の意向が評議員会に充分反映できる方途につき検討の上その実現を図ること。

四、本年十月末日期限の到来する男子の退職一時金と通算年金の選択制については、通算年金制度創設の趣旨を勘案しつつ、実情を考慮して検討すること。

○三池委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

武藤山治君外三十八名提出の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、武藤山治君外三十八名提出の動議のごとく、両案には三党共同提案による附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田(起)国務大臣 ただいまの附帯決議につきまして、政府としては、御趣旨を勘案して、よく検討いたします。

○三池委員長 那郵政大臣。

○郡国務大臣 附帯決議の御趣旨をよく体し、検討いたします。

○三池委員長 ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案及びアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 アジア開発銀行設立をめぐる諸点につきまして、本日は主として政府の政治判断をお伺いしたいと思っております。

一昨六月五日の日本経済新聞の朝刊は、政府筋が四日明らかにしたところによるとして、パソコでのアジア開発銀行の第二回準備委員会、十一月に設立総会がイランのテヘランで行なわれるべきこと、この設立総会の総務会で行なうべき総裁選挙では、わが国の推す渡辺武蔵省顧問の当選は、これまでの打診の結果確実視されていると伝えておるわけでありました。ニュースソースが政府筋というところなので、政府の確信と思っておりますが、渡辺武蔵氏当選予想を裏づけるものは何であるか、御説明をいただきたいと思っております。

○福田(起)国務大臣 いま日本経済新聞の記事を引用されての話であります。引用の政府筋というものが一体どこか、私にははっきりわかりません。あまり権威のない筋ではないか。つまり、アジア開発銀行の設立総会は十一月じゃないのです。十

月中旬テヘランにおいて開催される、こういう動きになっておるわけでありました。

第二の、渡辺武蔵氏が有力な総裁候補になって、決定的なところになっておるといってお話でございますが、これはそういうふうには私どもは見えておるわけでありまして、つまり、総裁の決定は本店の所在地決定とその方式が違ふのです。本店のほうの決定は、域内加盟国の一国一票の投票によって決められたわけでありまして、総裁のほうは域外国をも含め、その投票権は出資額に応じて差等をつけた投票をする、そういうことが中心になるわけでありまして、決定の方法にも違いがあります。それはそれとして、渡辺武蔵氏が総裁に当選されることは、私も政府としてはこれを歓迎しておるわけでありまして、また、その歓迎に對しまして、別に関係諸国の間に異論もないような雲行きであります。有力なる対立候補がたまたまのところ見当たらないという現状から察しまして、渡辺君の総裁当選ということは相当確実視していいのではないかと、そういうふうに見通しをいたしておる次第でございます。

○平岡委員 私がお尋ねしたのは、日経が伝えておるところがどうかということはいま問題ではない。いま大蔵大臣のおことばからも、大蔵省としてそういう確信を持っておるといってお答えでありますので、その根拠を明らかにしていただくという話でございます。その根拠の一つとして投票方式が違ってくるというところに期待が持てるというお話ですが、それ以外に何か有力な根拠があるかどうか、ひとつお知らせをいただきたいと思っております。

○福田(起)国務大臣 ただいま詳細に申し上げたところの根拠において申し上げておきます。

○平岡委員 それでは、各国を打診した結果、有力と判断しておる、ほとんど確信に近い当選の期待は渡辺さんの世銀の理事等の関係からして最も適任者だという才幹を期待されて支持が出てくるのか、それとも、本店招致でマニラに破れた日本

に穴埋めをしたいというところから總裁のワクは日本にやるといふ可能性が多いという判断に立つてのことか、どちらですか、ひとつお答えをいただきたい。

○福田(赴)國務大臣 アジア開銀の本店所在地、また總裁の決定、そういう一連のものの考え方といたして、関係国の間にどうも總裁もあるいは本店の所在地も一因だといふことはちよつと片寄り過ぎてはいないか、總裁がどこかの国から出るならば、本店所在地は他の国である、こういうふうな考え方があったようでありまして、これは関係諸国にばく然とはあるが、共通して流れておつた考え方の方よりであります。それからもう一つは、さてそれじゃ總裁を一体どうするかというふうな問題につきましても、國際的に理財家として名の通つておるりつばな人格者である渡辺武さんとあるというふうな空気もまた同時に流れておつたようでありまして、そういうことが、本店所在地を東京でなくマニラだといふふうに決定させ、また、ひいては渡辺武候補が最も有力であるという結論になりつつあるという動きを決定した要因である、私はこういう見方をしておるわけであり

ます。

○平岡委員 蔵相の御答弁は問いに對し必ずしもはつきりしていません。二つながら支持要因であるように受け取れます。しかし、藤山さんが、四月十五日の本会議での答弁の東京敗北の理由の中で次のように述べておられる。本店の所在地と總裁の、二つながらとれる機運ではなくて、結局、才幹のある渡辺氏が總裁の候補として控えておられるのだから、本店はマニラであるといふことに落着いたという趣旨を答えておるわけですね。そうすると、渡辺さんといふのは、日本からの候補者といふわけでは、アジア開銀を十分引っぱつていける才能を持っている方という、そういう評価でマニラの動きがあつた結果になつたと私も判断しておるわけですが、その点の御確證をまずいただきたいのですが、どうですか。

○福田(赴)國務大臣 ただいま申し上げましたように、私もそういう見方をいたしておるわけであり

ます。

○平岡委員 そういたしますと、あなたの方の見込みどおり總裁當選を予想した上で、問題が二つあると思つたのです。渡辺氏の才幹、手腕を買つての渡辺氏への支持であるといふことがいまあなたから確認をされたわけですが、対立候補がないほど渡辺氏の支持が強いといふことであるわけですが、もしそうだとするならば、渡辺氏が健康その他の理由でこのポストを受けない事態がもしあるとする場合、各国からも名のりを受ける可能性があると私は判断をします。必ずしも日本の勝利が約束されることにはならないのではないかと懸念が生ずるわけでありまして。

そこで、まずお伺いしたいのは、常勤で東京ではなしにマニラにつとめることの合意が大蔵省と渡辺さんとの間で成り立つておるのかどうか、これが一点であります。渡辺氏は東京本店の条件では承知していただくことであるけれども、マニラでは二の足を踏んでおるのが実情だといふことを私はある筋から聞いたのですが、真相はどうであるか。商社とか銀行等の例で見ましても、南方づつとめ

の例では、若手ですら通常二年、長くても三年と相場がきまつております。これは政府筋の海外駐在の期間も大体その程度だと私は聞いておりますが、よわい六十歳の渡辺さんが五方年間の任期をあえて辞せずとしてこれが受諾を政府に意思表示をされているのかどうか。この段階ではこの点を明確しておく必要があると私は思ふのであります。もう少し突つ込んで申し上げますと、渡辺さんの肩書きは大蔵省顧問であります。大蔵省顧問とは、官制上定められた職であるかどうか。そうではないのかと思ひます。官制上の職なら、マニラ出向の任命は拒否することができないと思ひますが、大蔵省の組織規程の八条にうたい上げておる職務であるにすぎないものでありますから、政府、大蔵省に強制的任命権、すなわち出向指示の権限は私はないと思ひます。結局、政府と当人との間の合意によるはかばかしいと思ひます。この際、渡

辺さんと政府の間で合意されているのかどうかを明確にされたいといふ意味であります。

○福田(赴)國務大臣 渡辺さんに対して、政府は強制出向権は全然持っておりません。これはお話の通りに、渡辺さんの御意図がどうだといふ問題が唯一無二の決定的なものであります。渡辺さんとの間はどうかといふと、私もじきじきに渡辺さんと会つています。政府としては渡辺さんを推薦して總裁選に臨むという考えであるが御意向はどうかといふのに対して、渡辺さんも、事は國際的にきわめて重大な問題である、また日本としても重大な問題である、そういうことから、當選の際には決意を持ってその職に当たつてみたいといふかたい御決心のようでありまして。

○平岡委員 その点はわかりました。當選を予測した上でこの問題に、さらに次のことであると思ひます。渡辺さんが當選いたしまして、初代總裁を五方年間つとめ上げた後において、次の總裁は、こういう國際機関の例として持ち回りになる例が多いわけでありまして、日本の手からこの總裁のポストは離れるのではないか、この点の見通しはどうでしょうか。

○福田(赴)國務大臣 五年先のことまではただいま考へておりません。

○平岡委員 非常に不親切な答弁です。定款には重任を妨げないことになっております。なつておりますが、先ほど私が質問した中で、日本に總裁のワクをくれるのか、そうではなしに、渡辺氏の才幹を評価しての支持なのかといふことを聞いたのですが、その点で非常に重大な事です。日本にワクをくれるといふことになりましたれば、その次に渡辺さんにかわるピンチヒッターが出て日本から推薦される總裁が定着するわけでありまして、そうでない可能性がある点に問題があると思ひます。私はそれを聞いていますので、いま五年先はわからぬといふようなお話でなしに、もつと親切に御答弁を願ひたい。

○福田(赴)國務大臣 ほんとうに、五年先のこと

はまだそこまで考へていないのです。ただ、ワクが日本だといふことじやありません。渡辺氏個人が選挙の対象になる、こういうことであります。ただ、日本といふと、加盟国の中で最大の出資者であります。そういう立場は、先々におきましても重く考へられてしかるべきものである、かように考へる次第であります。

○平岡委員 後段に大蔵大臣がおつしやつた、日本は二億ドル出資の大株主なんだ、そのことはやはりマニラ会議——マニラ代表者会議前にも、日本としては、この大株主であるといふところに根拠をおいて、間違ひなく東京招致ができる確信をしておたはずですね。手痛い先例があるわけですから、二億ドル出資したからといって日本に必ず来るのだといふのは、少し樂觀に過ぎると思ひます。この点はどうか。

○福田(赴)國務大臣 二億ドル出しておるから日本に五年後の總裁も約束される、こういうふう

に申し上げておるわけじゃないのです。二億ドル、つまり最大の出資者であるという点は、これが總裁交代の際において、後継者を選定するにあつてきわめて重く選考要因をなすであらう、こういうふう

に考へておるということをおし上げております。

○平岡委員 いままでの論議を通じて、結果として、日本は二億ドルの大株主であるにもかかわらず、本店を失ひ、總裁も失ふこともあり得る。しかも、創業の準備のためにマニラで大汗をかいて、せつかく五方年間つとめて、いざこれから運営といふときにこういう結果になることもあり得るということ、やはり私も心にとめておく必要があると思ひます。藤山長官、どうでしょう。

○藤山國務大臣 總裁の問題につきましては、むろん渡辺君が世銀の理事として東南アジアの各国を代表して世銀へ入つておられる。したがつて、東南アジアの各国の代表の方々は、渡辺君の人物、識見、また世銀における働きを十分見ておられるわけでありまして、その意味におきまして、渡辺君に對す

る評価は非常に高かったと思います。同時に、日本が——私は訓令をいただきました。本店は東京、総裁は逆に日本以外のところからという訓令を持って出たわけです。いろいろお話ししてみますと、やはり日本はアジア開銀から金を借りないので、ね。借りない立場にある。ですから、そういうところから総裁が出るほうが、本店の所在地よりも運営上適当なんじゃないかという考え方もございます。ですから、そういう二つの考えが合わさるまで、むしろさらに、いま大蔵大臣が言われましたように出資額も大きいということもございしますが、しかし、直接日本は金をアジア開銀から借りるわけではございませんから、総裁は借りないところの人がいいだろう、私はむしろそういう訓令をいただいで参りましたのは、本店は日本に置いて、そうして総裁は、アジアの開銀事情に周知した人を各国外から選ぶのがいいんじゃないか。それで、みんなの空気が、総裁も日本がとるのだ、本店が日本にきまつてしまつたら総裁もとるのだ、こういう誤解がだいたいございしました。それをいまのような形で私は釈明したのですが、みんなの受けている感じは、総裁は日本のようなところから出す、しかも、渡辺君という適任者がいるからそれがいいじゃないか、場所が日本以外がいいじゃないか、こういうのが実情でございします。ですから、渡辺君が五年間十分な過去における実績と同じような実績をあげてこられれば、渡辺君に対する評価は絶対なると同時に、いま大蔵大臣が言われたように、出資額も多いところをございしますし、なお、日本が公平にアジアの各国に金を貸すという立場に立つて、日本自身が金を借りるというところをございしませんから、そういう意味では、十分な運営をするには日本からの総裁がいいのじゃないかという感じが持たれると思います。がしかし、五年先のことでございしますし、われわれも、いま大蔵大臣の言われたとおり、どういふふうになるかというところは、これはいま想像するわけにもまいりません。

○平岡委員 さつきも触れました四月十五日の本会議での答弁のうち、あなたが一番謙虚に反省をされて、責任を痛感しておるといふ語感があらわれております。しかも、いまお話を聞くと、これは政府の訓令であつたかどうか知りませんが、全権となられたあなただけの判断の中には、総裁と東京の本店のどちらをとるかというならば、東京をとるべきだという判断は、全く私も同感です。その所信がなげき得なかつたかという点、投票の経過を追つてみますと、そのチャンスは十分あつたという点で私は悔やまれてなりません。占有は所有を決定するということがありますが、それと同じように、アジア開銀の本店を日本に招致しておれば永久的に日本は影響力を行使できるわけですから、ところが、総裁になつたのでは、孤影しよる然としてマニラに渡辺さんが赴任をしても、バックアップがないわけですから、そういう点で七百二十億円、二億ドルの出資に値するかどうかという点は、現在では最初のときとは違ひのじゃないか。条件が変わつてきたように思うのです。七百二十億円、二億ドルというわけなしの金を日本が出すのですから、その条件が変わつたにもかかわらず、前と同じように、これはアジア開銀のために役に立つのだというきれいなことばかり言つてはいられないと思うのですが、選挙の点でまたぞろ——日経が信頼性がないというならば別ですが、楽観ムードがあまり立てられておるような判断は甘いと思ひます。

さて先ほど大蔵大臣は、投票方式が違つて、今度は域内ばかりでなく域外の国の投票権もある、しかも、出資の株式数方式によつて、投票に對して前回とかなり違ひ形が出てくる。もっと具体的に言うならば、日本が二億ドルの出資を持つていますから非常に大きな投票権があるわけですから、米國もたぶん日本を支持してくれるだろうからというところになれば、米國はやはり二億ドルです。十億ドルのうち四億ドルが確保できるという形におきましては日本の優勢があると思ひます。ただ、御注意願わなければならぬのは、アジア開銀銀行協定の三十四条の一項によりまして、総裁選挙の投票は総務会で定めるといふこと、総務会というものは、加盟国代表で構成しますが、その総務会で定めるといふこと、その方法は、一票を投じて、そのマジオリティーを得るといふことと、それから、いま大蔵大臣からお話のあつた、各国の持ち分投票によるマジオリティー、この二つが要求されておるわけですから、この二つがないと、片方だけでは日本の渡辺さんの当選はできないわけですから、持ち分投票によるマジオリティーはアメリカと日本で四〇％ありますが、正確に言うならば、均等分が二割ということになりまして、足が切られますから、日本とアメリカだけで三四％程度であります。しかし、その強い持ち分がございしますから、これでは勝てると思ひます。ただし、一國一票の投票になりますと、現実にマニラで日本は九対八で負けております。そこへ持つてきて、今度は域外外国の投票が行なわれ、域外国が十三ぐらいあると思ひますが、しかしこれは、西独にしてもそれから英國にしても、やはりアジアの地盤というものは自分たちが持つておつたわけですから、これは北の連帯性ということとで日本に入れるとは限りません。むしろ英國とかあるいはドイツは逆に回るとは十分にありますし、単に英國とかドイツだけでなしに、その兩國の影響力というものを行使して、形勢がひっくり返ることは十分あると思ひます。そうすれば、一國一票のほうでは負ける可能性だつて考えおかなければならぬですね。私の判断はそういうことです。この間マニラで負けたばかりで、政府筋の報道に樂觀論、こういうことが、かりにニュースソースが間違つておるといへばそれまでですけれども、火のないところに煙は立たないというところは厳に戒めなければならぬと思ひます。そういう諸点を乗り越えて、日本がはたして樂觀的見通しに立ち得るのかどうか、手痛い経験を含められた藤山さんからあらためてお伺いしたいと思ひます。

○藤山國務大臣 大蔵大臣から出発当時私にお話がありましたのは、平岡さんの考えと同じ考え方です。本店を日本に誘致しておけば永久に変わらぬ、しかし、総裁は第一回に総裁をとらなくても、二回以後にとれるのだからというのが大蔵大臣の考え方です。私もその考え方に従つたのです。ちよと平岡さんのお話と同じ考え方です。私が現場でも十分成果をあげなかつたことはまことに済まぬと思つておるわけですが、ただ、それにはいろいろ情報不足があつたと思ひます。したがつて、あの経緯を見まして、今後の場合におきまして、楽観ムードだけに支配されないで、そして選挙のことですから、最後までやはり票數が多いということだけによらない、あるいは渡辺君の信望が高いということによらないで、最後までいろいろ努力をしてみなければならぬと思ひます。先般の経験から見まして、たとえば、タイは自分が國際機關を——あそこエカフエその他を集めておりますから、タイが自分のところを持つていきたい、こういう考え方だろう、もしタイにいかない場合には日本にくるだろうという考え方でわれわれ行つたわけでございますけれども、しかし、フィリピンに行つてみますと、タイとフィリピンとはすでに SEATO の本部でもつて妥協をいたしておいて、SEATO の本部はバンコクに持つておいて、したがつて、今度のアジア開銀の本店はマニラに持つていくというところのたい約束ができておるといふことははっきり承知いたしましたわけでありまして、私は、そういう点は、率直に申しまして情報不足だつたと思ひます。この開銀の選挙が終つてしまつたら、最後の段階でイランとフィリピンが妥協してフィリピンとイランの系統が投票したのです。そのときにイランの代表であります國立銀行の総裁は、自分が総裁になりたいというところを自分のところに言つてきた、しかし、自分は、とてもその任じゃないといつて一蹴したという話を私にしております。今度テヘランで会議が開かれることは、ある意味でイランの面目を

立てたのじゃないかという感じがいたしました。ですから、やはり国際会議に出まして、そうして最後は選挙でございまして、私はやはり棄権しないで、万全の手を打ちながら進んでまいらなければならぬ、こういうふうに思っておりますけれども、大勢から言へば、渡辺君の信望と、そして、日本は本店よりも総裁をとるべきだというように当時の空気がございまして、大勢はそうだと思いますけれども、やはり最後まで油断しないでいくべきだ、こう考えております。

○平岡委員 藤山さんのいまの御答弁と、四月十五日の御答弁の中に東京の敗因がいろいろあげられております。そこで、いまもお触れになりましたが、読みが浅かったということ、パキスタンとイランとの関係は回教徒同士であるというように関係もあるし、それから印パ問題におけるイランのパキスタンに対する同情、ここでお返ししようというようにもあったのだ。それからもう一つには、SEATOの本部とアジア開銀の本部とをフィリピンとタイで分かち合うという密約ですが、取引もあつた、そういう点に対して読みが浅かったというふうにあなたはおっしゃつたわけですが、しかし、私はそういう投票誘致の技術的な面もあつたと思うのですけれども、それより根本的にまだ問題があるのではないかという気がするわけです。結局問題は、投票誘致の技術的失敗ではなくして、東南アジア諸国にとつて、日本が、連帯感を分かち合う域内国としてよりは、むしろ北という感覚が東南アジア諸国の中にあるのではないか。そうなりますと、問題はしなく簡単ではないと思うのです。この辺のところがよく究明もされ、日本として反省すべきなら反省するということがない、今度の総裁選挙では勝ちましたし、次の総裁選挙ではやはりほかにいってしまふということ、結局、日本がなけなしの二億ドルを払つた価値がなくなつてくるという事態に追い込まれはせぬかと思うのです。その点に対する御見解をお伺いします。

それからもう一つふしぎに思われるのですけれども、社会党の場合には、日本が米国の走狗となつてコンブラドル的なヘビーアをするのはまづびらだという基本的な姿勢がありますけれども、ただ、議論を一応現実問題にしばつて考えた場合に、そういうコンブラドル方式と違ふような一つの形が出たんじゃないかと思うのです。と申し上げたのは、結局日本としては、ほんとうは東京本店も総裁も、二つながらとるという立場に立つべきだと思ひますが、しかし、そうもならず、二者択一ということになりてきた。それで、第一回の投票でマニラなんて三票きりとなつて、第二回の投票でもマニラなんて三票きりとなつて、日本の票でもかきだしたのか、マニラが六票になつて、日本は依然として八票、それでまだ過半数ではないからというので、三回目の決選をフィリピンと日本で行つたところが、フィリピンのほうは最初の三票の三倍の九票に躍進し、日本は依然として八票に停滞したということですね。これはあなた自身が飛び回つたわけにはいかぬですが、大蔵省なり外務省から行つた随員は何をしておつたかということですね。結局負けたのですが、その背後関係を探つてみますと、やはり東南アジアでの動き方で、アメリカと日本というこの緊密性をあまり出してはいかぬという配慮かどうか知りませぬけれども、米國自身がやはり本店はマニラに持つていくという工作をした疑いがある。そのことなんですね。この辺の究明をせぬといかぬと思うのです。アメリカ自身だつてどきどきついでに立っているのですから、これはやはり日本に独占させておいたのでは、東南アジアの市場関係において日本を野放しにすることにりかねない、それならこのところは分断しておいたほうがいいという長期展望に立つて、日本の出方それ自身に牽制球を送つたと見られないことはないと思うのです。その辺のところはどういうふうに御判断になつておるか。その二つの問題について御見解を伺いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 投票のいろいろの経過は、おっしゃることはそのとおりです。アメリカがどういうふうにかかつていてたかというところもございまして、けれども、アメリカも非常に注意をしまして、本店所在地の投票が済むまではアメリカの代表団はマニラに参りませんでした。そして、それが終わつてから域外国と一緒に合わせた会議を開くときに入つてきたわけでもございまして、ですから、直接アメリカが現場で飛び回つたということは私はないと思ひます。しかし、アメリカが渡辺君の才能を非常に買つていた、ということは、アジア開銀を運営するのに渡辺君のようない人が非常に必要だ、東南アジアの各国に彼以外にそう適当な人はいないというところで渡辺君を高く評価しておりましたことは事実でございまして。したがつて、そういう意味からいって、ある程度渡辺君個人というものが重点が置かれたという形は出ております。ですから、そういうようなことでアメリカがいきなり投票を左右するような直接の運動をしたとは私考えません。しかし、そういうような長い間の背景、渡辺君のようない人でなければアジア開銀の運営というものはできないだろうというような形からきている感じは一般に広まつていたんじゃないかという感じはいたします。

それから、日本が経済問題である程度公平な立場に立つてやるだろうという感じはみんな受けておつたことは間違いないでございまして、日本が本店までとらなくても、総裁をとつて公平に運営をしてくれればいいんじゃないかという気持ちもございまして、何か、日本が出てきてみんなドミニオンというふうな感じは、私としては現場では感じられませんでした。

○平岡委員 率直に言いますと、今度のアジア開銀の問題では、日本は域内国であつて、二億ドルアメリカと同額を出すけれどもその意義は違ふのだというたてまえ、そういう日本独自のたてまえに立つてよかつた私は思ひます。それで、私のような前提に立つ限りは、やはり本店所在地も総裁もこつちでとつてもちつとも差しつかえない。

それはアジア自身の開発、前進のためになるという確信に立つべきだと思ひます。と申しますのは、三十九年、池田さんが御存命中の国会ですが、私が党の代表質問を二番バッターでやりましたときに、当時国連の貿易開発会議というものが脚光を浴びまして、その年の三月から六月くらいまでの間にジュネーブで開かれました。南北問題がクローズアップされたわけですね。日本は敗戦国ですから国連の第二次機関のあらゆるところから締め出されておつたけれども、そういう時勢に処してエカフエの日本の招致を国連貿易開発会議で提案すべきじゃないかという質問をしたわけですね。ところが、その当時池田さんはにべもなく国会答弁でそれをねつてしまひました。大平君は弾力性のあるようなことを言つておりました。その弾力性のあるということは、エカフエ自身はもうタイ国にいつてゐるのだから、これを日本に持つてくるということではできないのだというふうな消極的なことでした。しかし、エカフエ自身の本部は最初は上海にあつたのですから、それからバンコクにいつたわけですね。それで、日本がその名に値するほどの実力があるというなら、国連貿易開発会議というものが発展していく展望においては、日本にエカフエを持つてこいという提案をしたつてちつとも差しつかえないかと思つたのです。しかし現実にはそれができずに、せめて国連に開連のある機関を将来持つてきたという大平君の答弁があつたわけですね。ですから、このアジア開発銀行こそまさにエカフエから発想されていることでもありますし、これは全面的に日本に持つてきてもらつて、それで米國のコンブラドルとかそんなことでなしに、日本がこれに対して真剣に取り組んでいく、この機関を通じてアジアに貢献していくという、そういう唯一のチャンスであると思つていただけない、私の気持ちとしてはこれがマニラにとられたことは返す返すも残念に思つてゐるわけです。ですから、そういう次に立てば、これは返らぬ繰り言のよう

になりますけれども、やはり東京招致に対して徹底的にやるべきだと思つておるわけでありませう。

この際、随員として行かれた大蔵省と外務省の局長級の方は一体どなたであつたか、明らかにしていただきたい。

○鈴木(秀)政府委員 藤山大臣が首席代表でございまして、外務省からは牛場審議官と経済協力局の吉野参事官、大蔵省からは国際金融局長の私、それから企画庁からは田中調整局参事官が参りました。

○平岡委員 福田大蔵大臣、あなたはいろいろな国際会議に出られたり、あるいはついでこの間も東南アジア経済開発閣僚会議で東南アジア諸国を集められて、いろいろな知識、体験を得られておられるのです。そこで、この間のアジア開発閣僚会議のときに外務省筋は成功した成功したというふうなことを言つていますが、思ひもよらぬ参加国が集まつてきただけの成功で、中身はあまりない。私はこれをどう評価するわけにはいきません。いずれにしても、そのときに大蔵大臣はトレジャリー・エンブティだ、金がないんだ金がないんだということをおっしゃつておられる。まさに日本の国庫はからっぽだと思つておられる。まさに日本でここ二億ドル出すというところは容易なことではないのです。しかし私は、アジア開発銀行を文字どおりこれが日本の東南アジアに対する民主的な一つの開発、これはひもつきでないというより高次の次元に立つての開発の一つの中心機関として機能するということ、このことは大いに期待してもよかつたと思つておられる。その意味におきましてはエンブティ・トレジャリーから二億ドルを出しても出しがいがあると思つておつたのです。しかし、いまやその条件が全部変わつてしまつたといふこと、本店は日本にはない、総裁は一時的なもので永久的な保証はない、もし保証があつたとしても、本店所在地でないこの日本で影響力を常には与へ得ない、こういうことで事情が変わつてきました。そこで、二億ドルを出資するその投資価値と申しましょか、その価値が変わつてき

たと思ふのですが、大蔵大臣どうですか。日本が本店を持ち、総裁ではなくて副総裁でも持つといふことで影響力を十全に行使し得るといふ想定のもとにおいては、なけなしの二億ドルは投下の価値があつたけれども、いまやその事態は一変してしまつたので、この二億ドル、大蔵七百二十億ドルを投下する経済的効果、その点に對してしまつて大蔵大臣は疑念がないのでしうか。

○福田(趙)國務大臣 本店がマニラにきまつたといふことにつきまして、私はそれによつて形勢が一変したといふふうには考へておりません。初めから私も、本店も日本だ、総裁も日本だ、これは無理だ、こゝろに考へておりました。ところがマニラに本店がまづきまつた、そして総裁は日本だといふ動きになつてきておるわけです。そういうことになりましたが、とにかく総裁はわが日本から出る。銀行の運営につきましては日本人である渡辺武君が全責任を負う、こゝろに形になつておる。そういうことを考へてみますと、私は、本店決定がマニラになつたからといって、アジア開発銀行に対するわが日本の期待が全然変わつてきたといふふうには考へておりません。依然として十億ドルのアジア開発銀行構想に對しては、わが日本としては全面的に協力をしたいかなければならぬ筋合いのものである、かゝるに考へております。

○平岡委員 大臣としてはさう御答弁なさるよりほかにないと思つておられる。驕虎の勢いですからね。だけれども、七百二十億圓は国民のお金ですからね。この投資効果といふものが、五割、三割、二割にも低下したといふことを私どもは現実に認めないわけにかねと思つておられる。私がしゃくにさつたのは、さういふ事態であるにもかかわらず、総裁はもう間違ひなく日本へくるといふことが流布されているといふこと、これは日経がかつてに書いたわけじゃないと思つておられる。さつきあなたはその全然大蔵省と関係のない記事だといふことをおっしゃつたのですが、私も当初関係はないだらうと思つて、実は国際金融局の——これは局

長でありせんけれども、名前は別段言いませんが、ある人に問ひ合はせたわけですから。さうしたら、絶対勝てるんだと言つておられるわけですからね。ものすごい甘い判断だと思つておられる。さつき藤山さんからお答へがあまりなかつたのですけれども、日本が負けるといふことがあるとするならば、それはやはり日本が自分で思ひ込んでおるほど域内におけるところの同志といふことではなしに、日本は北の一人だといふさういふ判断がアジア諸国にあつたときが一番こわいといふこと、しかも、北自身も利害関係の錯綜から北の連帯感を分かち合おうといふのはなしに、北のそれぞれの国の東南アジアにおける経済の利害関係から日本に投じてこないといふことも十分ある。その辺の読みにつ

きまして、大蔵大臣はどうも部内の雰囲気がいからだいたいよく分るというふうな確信に立つておるかもしれないけれども、しかし、さうでないことがあり得ることは、マニラの代表者会議でもいやというほど経験上なめておるわけですから、その辺のところを、これは大臣からでなしに事務當局からひとつ御説明いただきたいと思つておられる。私も選挙をやつておる人間ですから、六月月先のことを読んで、当選間違なしと思つておられる。私どもは選挙をやつておる人間ですから、六月月先のことを読んで、六月月先のことを、それを当選確実といふことを言つておる気が知れぬです。気が知れぬだけで済むならいいけれども、負けた場合には七百二十億圓の投資に値しない、とんでもない負担義務だけをしい込む結果になるのですから、この点につきまして、当選確実の明確な見通しがあるなら、その根拠をあらためてお聞かせいただきたい。

○鈴木(秀)政府委員 大蔵省の国際金融局のだから平岡先生にさういふお返事をしたさうでありませうが、私も、これは六月月先ではございませうけれども、日本の選挙と違ひまして、個別訪問式のことから自由でございまして、各々の大使館あるいは中央銀行総裁、大蔵大臣等に当たりました。ここに名前をあげるのには——向こうからコミットをとつたとか何とかいふことを

申し上げるのは、ちょっとさういふ席ではいかかと思ひますけれども、さういふたことについてある程度の約束のようなものをもらつておるということがあつたわけではございませう。したがつて、さういふことから大蔵省のだからがさういふことを言つたのだらうと思ひます。

それから、いま北と南の問題もございませうけれども、南におきましてはやはり利害の対立といふのが実はあるわけなんです、もし惜り手である一國が総裁になつた、あれは御存じのとおり総裁は域内の國からしか出られないことになつております。したがつて、一國のどこかになるということ、その國によけい貸し込むのではないかと、さういふ点からやはり中立的な域内國の貸し手である日本から出たほうが——もちろん渡辺さんの個人的なメリットも十分あると思ひますが、さういふ点が一番いいのではないかと、さういふ一般的な空気があつた、さういふ二つの点からさういふた返事を不用意にしたのかも知れません。もちろん、私も今後とも外務省と協力いたしまして、間違ひのないようによつていきたいと思つておりますが、現状の判断はさういふところから出てきておるわけでありませう。

○平岡委員 お答へによると、相当各國別にサウンドしてみた、そのはね返りから判断してだいたいさうであるといふ、その程度にとどまると思つておられる。だけれども、マニラの代表者会議の前にも東京の本店はだいたいさういふサウンドもあつたのじゃないですか。それと感觸が違ひるのです。

○鈴木(秀)政府委員 マニラに負けた理由の一つには、これはあとから私も知つたのですが、投票手續において秘密投票といふことをやつたわけではございませう。したがつて、事前に約束しておつても、はたしてその人が入れてくれたかどうかという確証はなかつたわけではございませう。いまだに入票といふものが一体いかなる國から来たかといふことについては、意見は区々でございま

す。だが、どの国が日本に入れたかということ
でございすが、その途中の経過についても非常
にわからない点があるわけでございす。しかし、
今回の総裁選挙というものは秘密投票ではござい
ません。なぜならば、総裁の選挙というものは各
国が自分の出資額に若干応じた投票数によつてや
るわけでございすから、どの国が何票というこ
とが計算されなければ選挙の開票ができないわ
けでございす。したがつて、秘密投票でないとい
うことで、外交上約束したものを、現実にもしそ
れを破つたというふうなことになるれば、それはわ
かるわけでございまして、その点はマニラの投票
よりは、私どもも事前の約束というものが信頼
性が持てるものだ、こういうふうには判断してお
るわけでございす。

○平岡委員 各国の代表の総務、これが構成する
のが総務会、そうすると、現実には各国の代表が
持ち株数に応じて投するし、それから一国一票を
投するわけですね。それで、一国一票のほうはこ
れは秘密なんでしょう。

○鈴木(秀)政府委員 同時に投票いたしますか
ら、秘密ではございせん。

○平岡委員 まあそれはあとでわかるから、向
うが内心じくじとしてあとで困るから、そういう
事前に取り付けた内約というものがかなり実現性
が多いのだという判断ですね。でも、そういうこ
ともそうかもしれないですが、しかし、各国と
も利益に対してはがめついですよ。日本はそうい
う点では非常にお人よしだと思ひます。私が寓
話的に聞いていることに、外交場裏におけるかけ
引きというものは油断もすきもあつたものじゃな
いということ——外交官ですから、お互いにノー
ということはあまり言わぬわけですね。ノーとい
うことは絶対に言わぬですね。もしこちらから
ある案件に対してサウンドした場合、向こうがパ
ハプスと言つたときにはノーと考えなければい
けない。それから向こうがイエスと言つても、パ
ハプスの程度でとらなければならぬということ
があるのです。これは御婦人に当たりをつける場合

と逆でありまして、御婦人のときにはノーと言つ
ても、それはパハプスの可能性がある。パハプ
スと言えはイエスと、こう判断してもいい。(笑
声) それを取り違へてゐるのじゃないかと思ひ
ます。外交官は決してノーとは言ひませんよ。そ
の辺の読みはだいいじやうぶなんですか。

○鈴木(秀)政府委員 これは、各国の大使に、今
度はアジアの公館長会議もありまして、重ねてそ
ういったことについて遺憾なきを期するように、
サウンドを大蔵次官からもその席上でもお願い
いたしましたし、私どもも機会あるごとにそうい
う人々と会合する際にはそういうことをしてお
ります。したがつて、遺憾なきを期しておるつ
もりでございす。非常にあふないあふないとい
うお話なんです。もう一つ、われわれが案牘と
言つては非常に語弊なんです。わらあいに現状
ではそういうふうな感じを持つてゐるのは、現
在のところ、総裁候補というものの対立候補がよ
そのほうから全然ないということでございす。
それは最後のどたんばになつて出てくるかもしれ
ませんが、現在では全然ないということ、した
がつて一般的にそういう空気がある、こういう
ことでございす。

○平岡委員 日本の場合でも、佐藤総理に対抗馬
がないといつても、六カ月先はわかりませんよ。
それと同じようにこのことについても断言できぬ
と思ひます。あなた方がわれわれに何と言つて
回答をしようと、マニラ代表者会議で負けてゐるの
だから、この点はよほどのことがないとわれわれ
安心できぬということですよ。それから、もし総
裁選挙に勝つたとしても、そんなことはあたりま
えくらのことで、それに勝つても七百二十億
円では高くつき過ぎるというのがわれわれの考へ
方なんです。それで負けたいへんなことである
から、いまからあなた方斎戒沐浴して準備をせよ
ということですよ。よしそれで勝つたつて、われ
れは満足してゐるわけではないし、二億ドルは高
くついているのだ。実際に日本のアジア経済に対
する寄与という門出においてたいへんぶざまな失

敗をしておるということはぬぐりべからざる事実
なんです。この点を反省してもらいたい。トレジャ
リー・エンブティの大蔵大臣の二億ドルの支出に
ついて、これは二億ドルに値するかどうか、やは
り十分に国民の立場から反省をしてもらいたい。
きょうはこの程度にとどめまして、私の質問を
終わることにいたしますが、最後に、大蔵大臣か
ら総くくりとして御所見を承つておきたいと思
ひます。

○福田(越)国務大臣 平岡さんの非常に慎重な、
注意深いいろいろなアドバイスにつきましては、
感謝申し上げます。ゆめゆめ怠ることなく努力
いたしたいと思ひます。

○三池委員長 この際、参考人出席要求に關する
件について、おはかりいたします。

国の会計に關する件について、明八日、日本道
路公団総裁富樫一君に参考人として委員会に出
席を求め、意見を聴取したいと存じますが、
御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さう決しました。

次会は、明八日午前十時より理事会、十時三十
分より委員会を開会することとし、本日は、これ
にて散会いたします。

午後一時三十五分散会